

学校給食の無償化について

1 概要

現下の物価高騰による影響を鑑み、保護者の経済的負担を軽減し、安全・安心かつ栄養価が確保された給食を円滑に実施するため、令和5年9月から、区立小・中学校における学校給食の無償化を実施している。また、都立特別支援学校に通う区民である児童・生徒についても9月に遡って給付を行うこととし、現在準備を進めている。

2 対象者

【区立小・中学校】

区立小・中学校に在籍し、給食提供を受ける児童・生徒の保護者
小学生10,980人 中学生2,353人（令和5年5月現在）

【都立特別支援学校】

都立特別支援学校に通う区民である児童・生徒の保護者
小学部61人 中学部17人（令和5年11月現在）

3 実施方法

【区立小・中学校】

学校給食費の徴収及び管理を行っている各区立小・中学校長に対して、区が給食費相当分を補助することで、保護者から徴収すべき給食費を無償とする。

【都立特別支援学校】

対象者に申請書を送付し、保護者の口座に給付金を支給する。
※対象期間については、文京区に住民登録のある期間とする。

4 1食単価（区立小・中学校）

| 小学校 | | | 中学生 |
|------|------|------|------|
| 低学年 | 中学年 | 高学年 | |
| 255円 | 280円 | 305円 | 355円 |

※単価については、物価高騰を踏まえた食材費補助分を含む
都立特別支援学校に通う児童・生徒の保護者への給付については、区立小・中学校の給食費相当額を予定している。

5 その他

区立小・中学校、都立特別支援学校以外の児童・生徒の無償化対応については、今後の課題となっている。